

会社法第 791 条第 1 項及び第 801 条第 3 項に定める事後備置書類
(吸収分割に係る事後開示事項)

2025 年 4 月 1 日

吸収分割会社	東京瓦斯株式会社
吸収分割承継会社	東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社

2025 年 4 月 1 日

吸収分割に係る事後開示事項

東京都港区海岸一丁目 5 番 20 号
東京瓦斯株式会社
代表執行役 笹山晋一

東京都港区海岸一丁目 2 番 3 号
東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社
代表取締役 小西康弘

東京瓦斯株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2024 年 11 月 14 日付で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約書」といいます。）に基づき、2025 年 4 月 1 日を効力発生日として、分割会社を吸収分割会社とし、承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号、会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2025 年 4 月 1 日をもって効力を生じております。

2. 分割会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定（吸収分割の差止請求）による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、分割会社において会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 784 条の 2 ただし書の規定により、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条の規定（反対株主の株式買取請求）による手続の経過

本吸収分割は、分割会社において会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 785 条第 1 項第 2 号及び第 3 項ただし書の規定により、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条の規定（新株予約権買取請求）による手続の経過

分割会社は、新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続を実施しておりません。

(4) 会社法第 789 条の規定（債権者の異議）による手続の経過

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 2 月 14 日付官報及び 2025 年 2 月 14 日付電子公告において債権者に対する公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 承継会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定（吸収分割の差止請求）による請求に係る手続の経過

承継会社の株主は分割会社のみのため、会社法第 796 条の 2 の規定に基づき、本吸収分割をやめることを請求した株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定（反対株主の株式買取請求）による手続の経過

本吸収分割は、承継会社において会社法第 796 条第 1 項に規定する略式吸収分割に該当するため、会社法第 797 条第 2 項第 2 号及び第 3 項の規定により、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定（債権者の異議）による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項に基づき 2025 年 2 月 14 日付官報及び 2025 年 2 月 14 日付電子公告において債権者に対する公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2025 年 4 月 1 日をもって、分割会社から、本吸収分割契約書の定めに従い、同社の GHP 事業（GHP を主とした各種サービス事業）に関する権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2025 年 4 月 1 日（予定）

6. 前各号に掲げるもののほか、本吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上